



協議第20号『各種協定項目の取扱い[その4]』について

第7回協議会で提案された協議第20号「各種協定項目の取扱い[その4]」が協議され、原案どおり承認されました。

今回提案された事項

協議第21号『各種協定項目の取扱い[その5] (案)』について

両市町で実施している住民サービスや事務事業を新市でどう取り扱うかを協議するため、各種協定項目の取扱い[その5]が提案されました。これにより、協議会に提案された事務事業の件数は約4,000件となり、全体の98%以上が提案されたこととなります。協議第21号については、次回以降に協議・承認の予定です。

例えば...

基金管理事務については、

美原町の基金は、すべて新市に引き継ぎますが、美原町における積立ての経緯や積立て状況等を踏まえ、合併を機に美原地域のまちづくりのための基金の新設等を行うという提案内容となっています。

○主な協定項目の取扱いについて(今回提案分より抜粋)

項 目	事務事業等の有無		調 整 (案) の 内 容
	堺 市	美 原 町	
財産及び公の施設の取扱い			美原町の財産(権利及び義務を含む。)及び公の施設は、すべて新市に引き継ぐものとする。
基金管理事務			美原町の基金は、すべて新市に引き継ぐ。ただし、合併を機に美原地域のまちづくりのための基金新設等を行う。
地区共有財産			原則として堺市制度に合わせるが、納付金の率については、5年を目途に新市において調整する。
公金事務の取扱金融機関			指定金融機関の指定については、現行の堺市の指定金融機関とする。その他の金融機関の指定については、原則として堺市制度に合わせる。
条例・規則の取扱い			原則として、堺市の条例・規則を適用する。ただし、各種協定項目の協議結果を踏まえ、条例・規則の整備を行う。
組織・機構の取扱い			現在の美原町役場については、堺市の現行支所行政制度に合わせ、美原町域を所管する支所とする。当該支所の組織及び機構については、将来の区の設置を念頭に、新市建設計画に位置付けられる役割、機能及び各種協定項目の調整結果を踏まえ、円滑な行政運営が図られるよう整備する。
消防組織機構			堺市制度で実施。本部体制を堺市高石市消防組合消防本部に統合、消防署の体制も堺市高石市消防組合の消防署体制に整合する。
一般職の職員の身分の取扱い			美原町の一般職の職員は、堺市の職員として引き継ぐものとする。ただし、美原町の消防機関の職員の引き継ぎ手法については、合併までに調整する。職員数については、新たに定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。職員の任免、給與其他の身分の取扱いについては、堺市の一般職の職員と不均衡が生じないよう公正に取り扱うものとし、その細目は両市町の長が別に協議して定める。
大和川下流流域下水道組合			新市においても、継続して加入する。
総合窓口業務・口座振替業務(上下水道)			堺市の例に合わせる。
水道事業の公金出納事務 (出納取扱金融機関等)			出納取扱金融機関の指定については、現行の堺市の出納取扱金融機関とする。収納取扱金融機関の指定については、原則として堺市制度に合わせる。
下水道事業の公金出納事務 (出納取扱金融機関等)			